

新しく組合員になられた皆さんへ

わたしたちは、皆さんの生活と福祉を支えます。

地方公務員によって組織される共済組合は、相互扶助の精神により組合員とその家族（被扶養者）の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として設けられています。（地方公務員等共済組合法第1条）

共済組合の事業

- 短期給付事業 … 組合員と、その家族（被扶養者）の公務外の病気・ケガ・出産・死亡・休業または災害に対して、必要な給付を行います。
- 長期給付事業 … 組合員の退職・障害または死亡に対して、年金または一時金の給付を行います。（注：長期給付事業は全国市町村職員共済組合連合会が一元的に行っています）
- 保健事業 … 特定健康診査・特定保健指導、人間ドック助成、保養施設利用助成、各種健康講座の開催などを行っています。
- 貯金事業 … 組合員の皆さんからお預かりしたお金を運用し、その運用利益を利息として還元しています。
- 貸付事業 … 普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付等を行っています。

共済組合の組織

